



# 環境 G S 認定制度

地球温暖化防止に向けた事業者の皆さんの取組が社会的に評価されるよう群馬県が支援する制度です。

## 1 環境 G S 認定制度とは

県内の事業者が、温室効果ガスを持続的に削減するための計画（Plan）を立て、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）を行う体制～「環境マネジメントシステム」～を整備し、これを組織的に運用することを支援するものです。また、その事業者と取組を県が認定・公表することで、地球温暖化防止に配慮した事業活動の普及を図ることを目的とします。

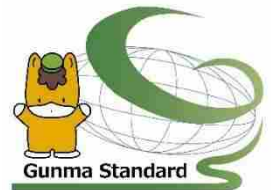
令和2年度から、食品ロス削減に関する取組を追加しました。

## 2 対象事業者

県内に事業所を置く事業者

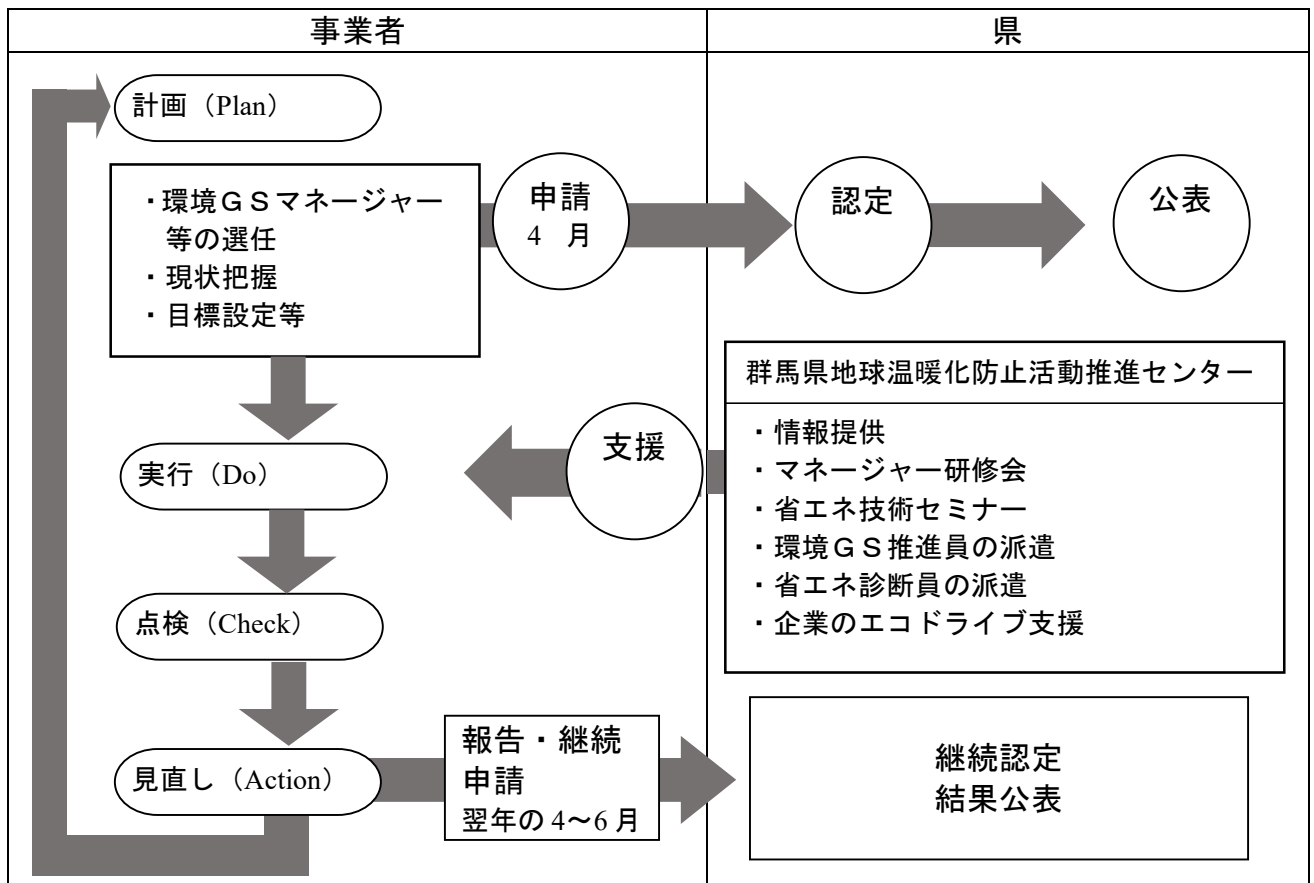
## 3 特徴

- ・ 申請書を県に提出した時点から認定の対象
- ・ 無理なく取り組める簡易な内容
- ・ 費用は無料
- ・ 業種、事業規模の大小にかかわらず申請可能
- ・ 県が皆さんの取組をサポート



## 4 取組のフローチャート

- ・ 認定期間は1年間（基本的には4月～3月）
- ・ 新規申請は随時受付（申請書1枚を記入するのみ）
- ・ 毎年4～6月末の期間に、前年度の取組実績報告と継続認定申請を兼ねた「実績報告・継続申請書」を提出することにより認定継続。
- ・ 情報誌「環境 G S ニュース」や「マネージャー研修会」などを通じて情報収集。必要に応じて「環境 G S 推進員」や「省エネ診断員」の支援を活用し、「PDCAサイクル」の維持、継続的レベルアップ。



## 5 認定事業者になると

### 1 認定書・ステッカーの交付

「認定書」、「認定事業者ステッカー」及び木製の額が交付されます。

\* 木製額とステッカーは在庫がなくなり次第終了です。



### 2 事業者名の公表

#### (1) 認定時の公表

認定事業者の名称、住所が県ホームページに掲載されます。

#### (2) 実績の公表

「実績報告・継続申請書」を提出すると、その取組の概要が公表されます。

### 3 県の支援等

#### (1) 情報提供・研修会・セミナー

- ・省エネに関する具体的な事例やノウハウ等を記載した情報誌（環境G Sニュース）が提供されます。
- ・省エネや環境マネジメントシステム等に関する専門家が講師の研修会やセミナーに参加できます。

#### (2) 環境G S推進員の派遣

取組の推進や社内マネジメントシステムの構築・維持の手法などについて、環境G S推進員が直接現場にお伺いして、無料で相談に応じます。

#### (3) 省エネ診断員の派遣

工場や事業所のエネルギー消費量削減について、有資格者による無料の省エネ診断が受けられます。診断（現地調査）を基に、具体的な省エネ方法や改修等の提案、支援制度（補助金・融資等）の紹介も受けられます。

#### (4) 企業のエコドライブ支援

車両に搭載するだけで運転方法を診断できる装置「Eco-Sam」が無料で借りられます。また、希望者は無料のエコドライブ講習会も受けられます。

#### (5) 融資制度

##### ア 環境G S企業エコ改修資金

省エネルギー設備や新エネルギー設備の設置・改修工事を行う場合に融資が受けられます。

##### イ 低公害車導入整備資金

低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車）を導入する場合に融資が受けられます。

※融資利率：ア・イ共に年1.7%以内（信用保証付は年1.4%以内）

#### (6) 加点評価

ア「群馬県建設工事競争入札参加資格審査」において、加点対象となります。

イ「群馬県物件購入及び製造等の競争入札参加資格審査」において、加点対象となります。

※加点評価されるための条件は、「審査基準日において、群馬県環境G S認定制度の継続3年以上の認定を受けている」となっています。

#### (7) ロゴマークの使用

環境G S認定事業者は、会社案内、名刺等にロゴマークを使用できます。



### 4 民間事業者による支援等

#### (1) 民間金融機関からの融資

商工中金の「環境配慮型経営支援貸付」、桐生信用金庫の事業性資金「環境サポート」、足利銀行の「あしぎん環境対応サポート資金」の融資対象となります。

また、群馬銀行の「ぐんぎんSDGs私募債」、東和銀行の「東和SDGs私募債」、足利銀行の「あしぎん環境配慮型私募債」及び群馬県信用保証協会の「環境経営G エール保証・環境経営G エールプラス保証」の対象となります。

詳しくは、各金融機関へお問い合わせください。

#### (2) 加点評価

ア「ぐんま安全安心のお宿登録制度」において、加点対象となります。詳しくは、群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合又は公益財団法人群馬県観光物産国際協会までお問い合わせください。

イ 貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク制度）において、加点対象となります。詳しくは、群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関までお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

●認定制度について 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県環境森林部 環境政策課 環境政策係

電話：027-226-2821 FAX：027-223-0154

●5-3県の支援等 群馬県地球温暖化防止活動推進センター

(1) ~ (4) について

電話：027-289-5944 FAX：027-289-5945